

(宛 先)

消費者庁食品衛生基準審査課新開発食品保健対策室 宛

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

電話 03(3507)8800

寄付金・契約金等受取(割当て)額等回答票

令和 8 年 7 月 8 日

令和8年7月9日食品衛生基準審議会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会

以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取(割当て)額等について、別紙のとおり回答する。

- ①グルタミン酸脱炭酸酵素遺伝子の一部を改変しGABA含有量を高め、カロテノイド異性化酵素遺伝子の一部を改変しカロテノイド生合成を変化させたトマト(#70a-23)
- ②グルタミン酸脱炭酸酵素遺伝子の一部を改変しGABA含有量を高め、カロテノイド異性化酵素遺伝子の一部を改変しカロテノイド生合成を変化させたトマト(#6-16)

現 職 国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第三室長

氏 名 岡田 由美子

(別紙)

①グルタミン酸脱炭酸酵素遺伝子の一部を改変しGABA含有量を高め、カロテノイド異性化酵素遺伝子の一部を改変しカロテノイド生成を変化させたトマト(#70a-23)

②グルタミン酸脱炭酸酵素遺伝子の一部を改変しGABA含有量を高め、カロテノイド異性化酵素遺伝子の一部を改変しカロテノイド生成を変化させたトマト(#6-16)

企業名(申請企業): サナテックライフサイエンス株式会社

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ■ 無し
- 受取有りの場合、最も多い寄付金・契約金等を受け取った年度
- | | | |
|--------------------------------|---|---|
| ☐ 令和6年度 | } | 当該年度における受取額 |
| ☐ 令和7年度 | | ☐ 50万円以下 |
| ☐ 令和8年度 | | ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 500万円超 |

【受取額の内訳】

- | | | |
|---|--------------------------------|---------------------------------------|
| ☐ 寄付金(奨学寄付金含む) | ☐ 研究契約金 | ☐ コンサルタント料・指導料 |
| ☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 | | |
| ☐ 講演料 | ☐ 原稿執筆料 | ☐ 当該企業の株式 |
| ☐ その他() | | |

- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ■ 無し
- 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ■ 無し

特記事項

(宛 先)

消費者庁食品衛生基準審査課新開発食品保健対策室 宛

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

電話 03(3507)8800

寄付金・契約金等受取(割当て)額等回答票

令和 8 年 7 月 3 日

令和8年7月9日食品衛生基準審議会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会

以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取(割当て)額等について、別紙のとおり回答する。

- ①グルタミン酸脱炭酸酵素遺伝子の一部を改変しGABA含有量を高め、カロテノイド異性化酵素遺伝子の一部を改変しカロテノイド生合成を変化させたトマト(#70a-23)
- ②グルタミン酸脱炭酸酵素遺伝子の一部を改変しGABA含有量を高め、カロテノイド異性化酵素遺伝子の一部を改変しカロテノイド生合成を変化させたトマト(#6-16)

現 職 国立研究開発法人水産研究・教育機構

氏 名 岡本 裕之

(別紙)

①グルタミン酸脱炭酸酵素遺伝子の一部を改変しGABA含有量を高め、カロテノイド異性化酵素遺伝子の一部を改変しカロテノイド生成を変化させたトマト(#70a-23)

②グルタミン酸脱炭酸酵素遺伝子の一部を改変しGABA含有量を高め、カロテノイド異性化酵素遺伝子の一部を改変しカロテノイド生成を変化させたトマト(#6-16)

企業名(申請企業): サナテックライフサイエンス株式会社

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ■ 無し
- 受取有りの場合、最も多い寄付金・契約金等を受け取った年度
- | | | |
|--------------------------------|---|---|
| ☐ 令和6年度 | } | 当該年度における受取額 |
| ☐ 令和7年度 | | ☐ 50万円以下 |
| ☐ 令和8年度 | | ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 500万円超 |

【受取額の内訳】

- | | | |
|---|--------------------------------|---------------------------------------|
| ☐ 寄付金(奨学寄付金含む) | ☐ 研究契約金 | ☐ コンサルタント料・指導料 |
| ☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬 | | |
| ☐ 講演料 | ☐ 原稿執筆料 | ☐ 当該企業の株式 |
| ☐ その他() | | |

- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ■ 無し
- 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ■ 無し

特記事項

(宛 先)

消費者庁食品衛生基準審査課新開発食品保健対策室 宛

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

電話 03(3507)8800

寄付金・契約金等受取(割当て)額等回答票

令和 8 年 7 月 2 日

令和8年7月9日食品衛生基準審議会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会

以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取(割当て)額等について、別紙のとおり回答する。

- ①グルタミン酸脱炭酸酵素遺伝子の一部を改変しGABA含有量を高め、カロテノイド異性化酵素遺伝子の一部を改変しカロテノイド生合成を変化させたトマト(#70a-23)
②グルタミン酸脱炭酸酵素遺伝子の一部を改変しGABA含有量を高め、カロテノイド異性化酵素遺伝子の一部を改変しカロテノイド生合成を変化させたトマト(#6-16)

現 職 千葉大学大学院園芸学研究院

氏 名 児玉 浩明

①グルタミン酸脱炭酸酵素遺伝子の一部を改変しGABA含有量を高め、カロテノイド異性化酵素遺伝子の一部を改変しカロテノイド生合成を変化させたトマト(#70a-23)
②グルタミン酸脱炭酸酵素遺伝子の一部を改変しGABA含有量を高め、カロテノイド異性化酵素遺伝子の一部を改変しカロテノイド生合成を変化させたトマト(#6-16)

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ■ 無し

受取有りの場合、最も多い寄付金・契約金等を受け取った年度 当該年度における受取額

☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超

【受取額の内訳】

☐ 寄付金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()

● 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ■ 無し

● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ■ 無し

特記事項	
------	--

(宛 先)

消費者庁食品衛生基準審査課新開発食品保健対策室 宛

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

電話 03(3507)8800

寄付金・契約金等受取(割当て)額等回答票

令和 8年 7月 9日

令和8年7月9日食品衛生基準審議会新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会

以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取(割当て)額等について、別紙のとおり回答する。

- ①グルタミン酸脱炭酸酵素遺伝子の一部を改変しGABA含有量を高め、カロテノイド異性化酵素遺伝子の一部を改変しカロテノイド生合成を変化させたトマト(#70a-23)
②グルタミン酸脱炭酸酵素遺伝子の一部を改変しGABA含有量を高め、カロテノイド異性化酵素遺伝子の一部を改変しカロテノイド生合成を変化させたトマト(#6-16)

現 職 国立医薬品食品衛生研究所

氏 名 柴田 識人

(別紙)

①グルタミン酸脱炭酸酵素遺伝子の一部を改変しGABA含有量を高め、カロテノイド異性化酵素遺伝子の一部を改変しカロテノイド生成を変化させたトマト(#70a-23)

②グルタミン酸脱炭酸酵素遺伝子の一部を改変しGABA含有量を高め、カロテノイド異性化酵素遺伝子の一部を改変しカロテノイド生成を変化させたトマト(#6-16)

企業名(申請企業): サナテックライフサイエンス株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ■ 無し

受取有りの場合、最も多い寄付金・契約金等を受け取った年度

☐ 令和6年度

☐ 令和7年度

☐ 令和8年度

当該年度における受取額

☐ 50万円以下

☐ 50万円超～500万円以下

☐ 500万円超

【受取額の内訳】

☐ 寄付金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料

☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬

☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式

☐ その他()

● 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ■ 無し

● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ■ 無し

特記事項